

○山陽小野田市児童生徒就学援助費支給規則

平成27年12月22日

教育委員会規則第23号

改正 平成28年8月31日教委規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し必要な援助を行うため、就学援助費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給者の責務)

第2条 就学援助費の支給を受けた者（以下「受給者」という。）は、これをその支給の趣旨に従って用いなければならない。

(就学援助費の種類)

第3条 就学援助費の種類は、次のとおりとする。

- (1) 学用品購入費
- (2) 通学費（公共交通機関を利用して通学する場合に限る。）
- (3) 通学用品購入費
- (4) 校外活動等参加費
- (5) 修学旅行費
- (6) 新入学児童生徒学用品購入費
- (7) 学校給食費
- (8) 医療費

(就学援助費の額)

第4条 就学援助費の額は、毎年度国が定める額を基準として、教育委員会が定める額とする。

(支給要件)

第5条 就学援助費は、山陽小野田市に住所を有し、かつ、小学校又は中学校の児童又は生徒の保護者であって、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）

(2) 要保護者に準ずる程度に生活に困窮していると認められる者で、別表第1に規定する準要保護者認定基準に該当すると教育委員会が認めた者（以下「準要保護者」という。）

(3) 前2号に掲げる者以外の者であつて、教育委員会が就学援助費を支給する必要があると特に認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、要保護者のうち生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている者には、第3条第5号に掲げる修学旅行費以外の就学援助費は支給しない。

3 第1項の規定にかかわらず、市外にある小学校又は中学校の児童又は生徒の保護者には、第3条第7号に掲げる学校給食費及び第8号に掲げる医療費は支給しない。

（認定）

第6条 就学援助費の支給要件に該当する者は、就学援助費の支給を受けようとするときは、その支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、教育委員会の認定を受けなければならない。

2 前項の規定による認定の申請は、就学援助認定申請書（様式第1号）に申請者の属する世帯の全ての世帯員の所得を証明する書類を添えて、教育委員会に提出することによって行わなければならない。ただし、教育委員会は、当該書類により証明すべき事実を公募等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第7条 教育委員会は、前条第2項に規定する書類を受理したときは、その記載事項を審査し、就学援助費の支給を受ける資格を有すると認定したときは、就学援助認定通知書（様式第2号）を、認定しなかったときは就学援助非認定通知書（様式第3号）を申請者に交付しなければならない。

（支給対象期間）

第8条 就学援助費の支給対象期間は、教育委員会が第6条第1項の規定による認定を行った日の属する年度（毎年4月1日からその翌年の3月31日ま

でをいう。)とする。

(支給日)

第9条 就学奨励費の支給日は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

- (1) 学用品購入費及び通学用品購入費 各学期の最終月の10日
- (2) 通学費 8月25日、1月10日及び認定を行った年度の翌年度の4月5日
- (3) 校外活動等参加費及び修学旅行費 実施日の属する学期の最終月の10日
- (4) 新入学児童生徒学用品購入費 7月10日
- (5) 学校給食費 各学期の最終月の10日及び10月10日
- (6) 医療費 就学援助用医療券を交付した日

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる日が金融機関の休業日に当たるときは、その直前の営業日とする。

(支給の方法)

第10条 就学援助費は、第7条の規定により就学奨励費の支給を受ける資格を有すると認定された者（以下「認定された者」という。）に支給するものとする。

2 就学奨励費は、前条各号に掲げる日に、認定された者の指定する一の預金又は貯金の口座に振り込む方法により支給する。

第11条 前条の規定にかかわらず、認定された者は、学校長に就学援助費の請求及び受領並びに就学に要する費用に充てるための当該金銭の支払に関する一切の行為をすることを委任することができる。

2 第2条の規定は、前項の規定により委任を受けた学校長に準用する。

(変更等の届出)

第12条 認定された者は第6条第2項の規定により教育委員会に提出した書類の記載事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(認定の取消)

第13条 教育委員会は、認定された者が次のいずれかに該当することとなったときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 第5条に規定する支給要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為によって第6条第1項の規定による認定を受けたとき。
- (3) 第2条の規定に反して就学奨励費を用いたと認められるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、就学援助認定取消通知書（様式第4号）を当該認定を取り消された者に交付しなければならない。

（就学援助費の返還）

第14条 前条の規定により認定を取り消された者は、教育委員会から既に支給を受けた就学奨励費の全部又は一部を返還することを求められたときは、教育委員会が指示する方法により、これを速やかに返還しなければならない。

（辞退）

第15条 認定された者が就学奨励費の受給を辞退しようとするときは、就学援助辞退届（様式第5号）を学校長を経由して教育委員会に提出するものとする。

（その他）

第16条 この規則に定めるもののほか、就学援助費の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、山陽小野田市就学援助実施要綱（平成18年4月1日制定）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（生活扶助基準額の特例）

3 第7条の規定による認定の審査に用いる別表準要保護認定基準第11号に

規定する生活扶助基準月額、教育扶助基準月額及び住宅扶助基準月額は、当分の間、平成25年7月31日現在における生活保護法第8条第1項に規定する厚生労働大臣の定める基準により算定した額とする。

附 則（平成28年8月31日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

#### 準要保護認定基準

第5条第1項第2号に規定する「準要保護者」とは、就学援助費を受けようとする年度において次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、第1号から第9号までに掲げる者については、当該年度の前年度において当該各号に掲げる者であったものを含むものとする。

- (1) 生活保護法第26条の規定により保護の停止又は廃止を受けた者
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定により市民税が非課税とされた者
- (3) 地方税法第323条の規定により市民税の減免を受けた者
- (4) 地方税法第72条の62の規定により個人の事業税の減免を受けた者
- (5) 地方税法第367条の規定により固定資産税の減免を受けた者
- (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び90条の規定により国民年金の保険料の減免を受けた者
- (7) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定により国民健康保険の保険料の減免を受け、又はその徴収を猶予された者
- (8) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定により児童扶養手当の支給を受けている者
- (9) 生活福祉資金貸付制度による資金の貸付を受けている者
- (10) 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
- (11) 保護者の属する世帯の前年度の1月当たりの所得額（前年度の所得額を1.2で除して得た額）が生活保護法第8条第1項に規定する基準に準拠して算定した次に掲げる額に満たない者

生活扶助基準月額（第1類費（世帯の個人的経費）、第2類費（世帯共通経費）及び期末一時扶助費（世帯の個人的経費）の合計額）に教育扶助基準月額及び住宅扶助基準月額を加えた額に1.3を乗じて得た額

この号において「世帯」とは、住民基本台帳における世帯をいう。ただし、当該世帯が縁故者、同居人などのいる混成世帯であるときは、世帯の実情に鑑み、その構成を教育委員会が判断するものとする。

この号において「所得額」とは、給与所得については給与所得控除後の額、その他の所得については必要経費控除後の額をいう。

(12) 生活保護法による教育扶助の適用を受けていない者

(13) 世帯の主たる生計維持者の疾病、失業、失踪等により、その世帯に経済事情の急変等が生じたため、児童生徒の就学に要する費用を負担することが著しく困難な状況にあると教育委員会が認めた者

## 年度就学援助認定申請書

（新規・継続）

山陽小野田市教育委員会教育長 様 私は、就学援助の交付を受けたいので、次の必要事項を記入し、関係書類を添えて申請します。なお、この申請の審査に必要な、私の世帯状況及び家族の所得状況について、教育委員会の調査を承諾します。 平成 年 月 日 〒 住所 山陽小野田市 申請者（保護者）氏名 <span style="float: right;">㊟</span>			
申請の理由			
電話番号 自宅：		連絡先：	
振込先 銀行	支店	口座番号	口座名義人（カタカナで記入）
注意事項 学校納付金を未納又は滞納した時あ、受給者としての認定を取り消します。			
フリガナ	生 年 月 日		続柄
氏 名	( 歳 )		(学年は 年4月8日現在)
	明・大 昭・平	年 月 日 ( 歳 )	保護者
	明・大 昭・平	年 月 日 ( 歳 )	
	明・大 昭・平	年 月 日 ( 歳 )	
	明・大 昭・平	年 月 日 ( 歳 )	
	明・大 昭・平	年 月 日 ( 歳 )	
	明・大 昭・平	年 月 日 ( 歳 )	
	明・大 昭・平	年 月 日 ( 歳 )	
	明・大 昭・平	年 月 日 ( 歳 )	
添付書類：記入世帯全員の所得を証明する資料（源泉徴収票の写し・確定申告書の控えなど） ※ 6月以降申請の場合は、世帯全員の所得証明書（前年度の1月1日以降に転入してきた場合のみ）			

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

山陽小野田市教育委員会  
教育長

年度

## 就学援助認定通知書

次のとおり、就学援助に関する申請が認定されましたので通知いたします。

学 校 ・ 学 年		
児 童 ・ 生 徒 名		
保 護 者 名		
認 定 日		
認 定 理 由 番 号		

この決定に不服があるときには、この通知をした日から起算して60日以内に理由を提示して意見を述べることができます。



様式第3号（第7条関係）

年 月 日

様

山陽小野田市教育委員会  
教育長

年度

## 就学援助非認定通知書

次のとおり、就学援助制度に係る就学援助費交付申請書が提出されましたが、審査の結果貴方の所得額が認定基準額を上回るため、非認定となりましたので通知いたします。

学校・学年		
児童・生徒名		
保護者名		
認定日		
認定理由番号		

この決定に不服があるときには、この通知をした日から起算して60日以内に理由を提示して意見を述べることができます。

様式第4号（第13条関係）

年 月 日

様

山陽小野田市教育委員会

教育長 印

就学援助認定取消通知書

先に認定しました就学援助費について、下記の理由により取り消しましたので、通知いたします。

記

1. 認定取消理由

2. 認定取消日

（教示）

1 異議申し立てについて

この処分について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山陽小野田市教育委員会に対して異議申し立てをすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日かの翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、異議申し立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山陽小野田市を被告として（訴訟において山陽小野田市を代表するものは山陽小野田市教育委員会になります。）提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第15条関係）

## 就学援助辞退届

私は、 年度就学援助について、その権利を辞退します。

年 月 日

保護者住所

保護者氏名

印

山陽小野田市教育委員会教育長 様

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第13条関係）

様式第5号（第15条関係）